

令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修（初任者研修）実施要領

（相談支援専門員になるための研修です。）

1 目的

様々な生活ニーズを有する地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な福祉、保健、医療、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことによりその中心的な役割を担う相談支援従事者を養成することを目的とします。

2 主催 山形県

3 主管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

4 受講対象者

① 山形県内の事業所に所属している方（所属予定も含む）

※ 山形県外の事業所に勤務または勤務予定の方の申込みは受け付けておりません。

② 相談支援専門員としての業務を行う方（相談支援事業に従事する方）で、令和6年6月30日までに実務経験（別添1）を満たす方

③ 市町村の相談支援事業を担当する職員

5 研修日程、会場

講義（オンライン（2日間））、演習（5日間）の計7日間（インターバル実習2回実施を含む）で行います。詳細は受講決定時にお知らせします。

講義	令和5年7月25日（火）、26日（水）	・講義はオンラインで行いますので、接続可能な端末及びインターネット環境を御準備ください。 ・長時間となりますので、Wi-Fi もしくは LAN ケーブル接続環境での受講を推奨します。	
演習	令和5年8月2日（水）、3日（木）	会場	山形県庁 講堂 （山形市松波二丁目8-1）
インターバル実習①			
演習	令和5年9月7日（木）	会場	山形県庁 講堂 （山形市松波二丁目8-1）
インターバル実習②			
演習	令和5年9月28日（木）、29日（金）	会場	山形県庁 講堂 （山形市松波二丁目8-1）

6 研修カリキュラム

詳細は受講決定時にお知らせします。

なお、研修には事前課題があります。（課題については、受講決定後にお知らせします。）

7 受講申込

(1) 申込に係る注意事項

※ 締切を過ぎたお申込みは、いかなる事情があっても受付しませんので、御注意ください。

※ 書類様式を変更した申込は無効となりますので御注意ください。

※ 受講決定後の受講者の変更はできません。

※ 天候やその他の理由で研修の延期、中止または会場の変更、実施方法の変更となる可能性がありますの

で御理解の上お申込みください。

- ※ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。
- ※ 研修修了後、事業所に配置される際には、別途、指定権者による実務経験の内容について審査等が行われますのであらかじめ御了承願います。

(2) 申込方法

電子申請と必要書類等送付の両方の申込が必要です。

1. 「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」で電子申請してください。

受講希望者1名につき1回の電子申請が必要です。電子申請の完了後、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信されます。

電子申請の流れ

「**電子申請の流れ**」を参照してください。

- ① やまがた e 申請 山形県電子申請サービス
(URL : https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action)
または、令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修実施案内のホームページから電子申請案内のリンクをクリックし、「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」のトップページを開いてください。「手続き一覧」の中から、「令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修（初任者研修）受講申込」をクリックしてください。
- ② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。
※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームの URL をお送りします。
※ 迷惑メール対策や URL リンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。
- ④ URL から申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。
※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。
※ やまがた e 申請 電子申請サービスは、システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。**電子申請は早めに手続きしてください。**
- ⑤ 申込み完了後は「電子申請完了」メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けください。

【申込内容を確認する場合】「**申込内容の確認方法・申込内容の変更**」を参照してください。

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

(申込内容照会 : https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

【申込内容を変更する場合】

申込内容照会メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「修正する」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

※注意事項※

修正を行うには、処理状況が【処理待ち】もしくは【返却中】の申込に限られます。

申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

2. 必要書類等を下記送付先へ郵送してください。

受講を希望する者の所属長は、必要書類を社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局あて提出してください。

(必要書類等)

- ① 令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修（初任者研修）実務経験証明書（別紙1）
- ② （該当者）資格証（修了証）の写し

《送付先》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3-36

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課宛

『初任者研修添付書類 在中』と記載してください。（令和5年5月26日（金）消印有効）

※ 提出の際は、同一事業所でまとめてお送りいただいても構いません。

(3) 申込締切

電子申請：令和5年5月26日（金）23時59分まで手続き完了

申込書類郵送：令和5年5月26日（金）【当日消印有効】

(4) 受講定員

定員は72名とし、定員を超える申込があったときは、次の点を考慮して受講者を選定します。

（先着順ではありません。）

- ① 相談支援専門員の配置を要する山形県内の事業所に所属している方。
（計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所）
- ② 研修修了後相談支援専門員として従事される方、又は遅くとも令和6年度まで確実に従事される予定の方。
- ③ 同一事業所から複数名申込みがある場合は、優先順位の高い方。
- ④ 申込時実務経験を満たしている方。

(5) 受講可否の決定通知は、令和5年6月19日（月）にメールで通知する予定です。

（申込み時に記入したアドレス宛に送付します。郵送による通知は行いません。）

なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

(6) 受講決定者は必ず全日程の7日間出席くださるようお願いいたします。遅刻及び早退した場合は修了と認められませんので御注意ください。

8 受講者があらかじめ準備するもの【必須】

受講するためには、上記テキストを準備していただく必要があります。
受講者は当該テキストを当日持参してくださるようお願いします。

『障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編』

（著者）日本相談支援専門員協会＝監修／小澤 温＝編集

（出版社）中央法規出版

（価格）3,520 円（税込み）

【留意事項】

研修会場での販売、配布等はしませんので、必ず各自で準備してください。

9 修了証書

全科目（講義、演習及び実習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 著しく受講態度が悪いと判断した場合（私語、居眠り、研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用等）
- ◇ 定められた期日に課題等の提出がない場合
- ◇ 研修内容の理解に欠け、獲得目標水準に達することが著しく困難と判断される場合
- ◇ 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、受講決定や修了を取り消す場合があります。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。

10 新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御協力について

- (1) 新型コロナウイルス感染症による重症化リスクが高い方への感染防止のため受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。
- (2) 研修実施中は適宜会場内の換気を行いますので、各自上着等で温度調整をお願いします。
夏季の場合、会場によっては冷房が効きにくい場合がありますので、熱中症対策も各自お願いします。なお、今後の国の動向等により対応等に変更がある際には、受講決定時にお知らせします。

11 その他

- (1) 研修の受講料として1名につき17,500円を申し受けます。（徴収方法は受講決定時に連絡します。）
なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費等の研修にかかる費用は各所属において負担してください。
- (3) 山形県内の各市町村相談支援体制の整備のため修了者の情報について、各市町村の障害福祉担当部署と情報共有する場合がありますので、応募に当たりあらかじめ御了承ください。
- (4) 研修の開催に際し変更があった場合には下記 URL（山形県ホームページ）に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>

(5) この研修に関する問い合わせは下記にお願いします。

《研修の内容（事前課題、受講料振込等）、電子申請以外の受講申込に関する問い合わせ》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3-36

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

TEL 023-623-9127 FAX 023-623-9123

《電子申請、研修制度（受講に必要な実務要件、資格要件等）に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111